

玉島税務署からのお知らせ

確定申告会場は、大変混雑します

ご自宅のパソコン・スマホから e-Tax !

1

今年の申告は、税務署で
3時間くらい待ったなあ
来年も税務署に行くのが
大変だなあ



申告会場開設日：令和2年2月17日（月）

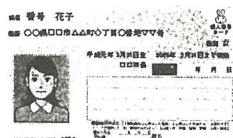
2月16日（日）以前は、確定申告の相談のための
スペースは設けておりません。

※2/16以前でも、作成済みの申告書の提出はできます。

2



**マイナンバーカードを
お持ちの方は、自宅のパソコン
やスマホから e-Tax
で申告できるよ!!**



その1

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ

- ①マイナンバーカード
- ②ICカードリーダー または
マイナンバーカード対応のスマートフォン

★マイナンバーカード対応の
スマートフォンの一覧はこちらから ⇒
(スマートフォンでのマイナンバーカード方式は、
令和2年1月31日から利用可能)



でも、マイナンバーカード
を持っていないし、ICカ
ードリーダーを買うに
もお金がかかるし・・・



3

そういう方でも大丈夫!
**税務署でIDとパスワード
を受け取れば、自宅のパソコン
やスマホから申告できるよ**



※ ID・パスワード方式
は、マイナンバーカード等
が普及するまでの暫定的
な対応です。

その2

ID・パスワード方式

税務署で発行するIDとパスワードを使って、
e-Taxで申告ができます。

発行希望の方は、申告されるご本人が、顔写真付き
の本人確認書類（運転免許証など）をお持ちの上、お
近くの税務署にお越しください。

なお、税務署職員が税務署外でもIDとパスワード
の発行手続を行う「出張発行会」を開催します。

IDとパスワードの「出張発行会」のご案内

《会場・日時》

浅口市役所 1階ロビー

12月25日（水）15:00~17:00

12月26日（木）16:00~18:30

里庄町役場 玄関ロビー

12月18日（水）16:00~18:30

12月19日（木）16:00~18:30

《共通事項》

【必要書類】 顔写真付きの本人確認書類（運転免許証など）

【発行手続】 ①来場時に必要書類を記載し提出

②後日、税務署からIDとパスワードを交付（郵送又は来署）

【留意事項】 ○必ず、申告されるご本人がお越しください

裏面もご覧ください

スマホで見やすい専用画面

スマートフォンを使ってe-Taxで申告をする場合には、見やすい「スマホ専用画面」での入力ができます。

なお、スマホ専用画面を使用できる方は、次のとおりです。

収入	給与所得（2ヶ所以上にも対応）、公的年金等、その他雑所得、一時所得
各種控除	全ての所得控除、政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額

～スマホ専用画面で申告ができる具体例～

- ・サラリーマンの方の医療費控除や寄附金控除の申告
- ・2ヶ所以上でアルバイトをされている方の申告
- ・給与所得と雑所得（公的年金・個人年金・報酬等）がある方の申告
- ・前年以前の雑損失を繰越して控除する申告



スマホ専用画面での申告はこちらから

(注) 1 スマホ専用画面で作成した申告書は、印刷して書面で提出することもできます。

2 提出した申告書のデータはスマートフォンに保存することができ、後からでも確認できます。

e-Tax Q&A

Q 1. IDとパスワードの発行に必要な「顔写真付きの本人確認書類」とはどのようなものですか？

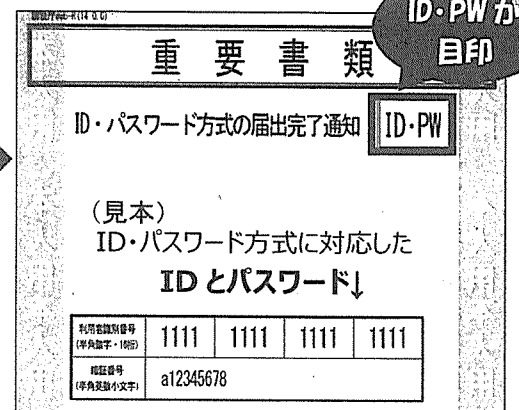
A 1. 運転免許証のほか、パスポートや社員証、身体障害者手帳などが該当します。

Q 2. 去年、受け取ったIDとパスワードを使って、e-Taxでの申告はできますか？

A 2. はい、できます。

IDとパスワードを受け取られた方には、こちらの「ID・PW」と記載された書類をお渡ししていますので、ご確認ください。

なお、申告会場でIDとパスワードを受け取られた方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。



Q 3. スマホやパソコンを持っていないので、IDとパスワードを使ったe-Taxでの申告はできないですね？

A 3. いいえ。ご家族がお持ちのスマホやパソコンからでも、IDとパスワードによるe-Taxでの申告をすることができます。

Q 4. マイナンバーカードはどうやって取得するのですか？

A 4. 郵便・パソコン・スマホなどからお住まいの市町あてに申請して取得することができます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請はこちらから！

「お知らせ」に関するお問い合わせ先

玉島税務署 個人課税第一部門 (☎ 086-522-3121 (代表))

お問い合わせの際は、自動音声案内に従い、「税務署にご用の方(2番)」を選択してください。